

健康保険・厚生年金保険 被保険者氏名変更（訂正）届

【手続概要】

従業員の氏名に変更があった場合、原則、手続きは不要です。

ただし、次のいずれかに該当する従業員の氏名の変更または訂正を行うときは、手続きが必要です。

- ・ マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方
- ・ 健康保険（全国健康保険協会管掌）のみに加入している方（マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方でも手続きが必要です。）
- ・ マイナンバーを有していない海外居住者
- ・ 短期在留外国人

被保険者から申出を受けた事業主は、速やかにその旨を「被保険者氏名変更届」により届け出てください。

【添付書類】

全国健康保険協会の被保険者が氏名変更する場合

- ・ 健康保険被保険者証
- ・ 高齢受給者証、健康保険特定疾病療養受領証、健康保険限度額適用認定証、健康保険限度額適用・標準負担額認定証（交付されている場合）
- ・ 被扶養者の健康保険被保険者証（被扶養者有の場合）

【留意事項】

- ・ マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない被保険者の場合、「被保険者氏名変更（訂正）届」の提出が必要です。
- ・ 被扶養者の氏名が変わったときは、別途「被扶養者（異動）届」に被保険者証を添付して年金事務所に提出することになります。
- ・ 外国人の従業員の方の氏名が変更となる場合で、この届書を提出する場合は、あわせて「厚生年金保険被保険者ローマ字氏名届」をご提出ください。
- ・ マイナンバーと基礎年金番号が結びついている方について、氏名変更等によらない変更後の被保険者証が送付された場合は、変更前の被保険者証を回収し、速やかに返納してください。

【提出先】

郵送で事務センター

【提出方法】

電子申請、郵送、窓口持参